

東京大学大学院人文社会系研究科附属次世代人文学開発センター
 (情報メディア室) 教員の公募について

職名及び人数	助教 1名
契約期間	令和7年4月1日 ~ 令和10年3月31日
更新の有無	更新する場合があります。 更新する場合は1年ごとに行うが、更新回数は2回、在職できる期間は令和12年3月31日を限度とし、以後更新しない。 更新は、従事している業務の進捗状況、勤務成績、勤務態度、健康状況、予算の状況、契約期間満了時の業務量等を考慮のうえ判断する。
試用期間	採用された日から14日間
就業場所	大学院人文社会系研究科 情報メディア室 (東京都文京区本郷7-3-1) 変更の範囲：本学の指定する場所 (配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。)
業務内容	研究科の情報分野に関連する業務を行う、具体的には以下の業務を主に実施する。 1) サーバ、ネットワーク、情報システムの構築・運用・管理 2) 情報セキュリティに関する技術的な対策の実施、教職員への情報提供、インシデント発生時の調査対応 3) 教職員のシステム・ネットワーク利用のサポート 4) その他、研究科内情報管理各種業務に関することおよび情報メディア室所属教員の補佐 5) 次世代人文学開発センター助教として研究科で命じられた業務 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある (意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。)
就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
休日	土・日、祝日、年末年始 (12月29日~1月3日)
休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額48万円程度、通勤手当 (原則55,000円/月まで)
加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
応募資格	(1) 修士号以上、またはそれと同等の技術力、研究実績を有すること (2) 下記に記載するような経験があると望ましい。 ・Web、メール、DNS、データベース、認証 (SAML・LDAP・RADIUS) 等のサービス構築・運用・管理 ・スイッチ、ルータ、AP、無線LANコントローラ、ファイアウォール等の設定

	<p>・Microsoft365やGoogle Workspace等のクラウドサービスの構築・運用・管理サーバ、ネットワーク機器、情報システムは基本的に研究科内で設定して導入から運用・管理まで行うので、上記のサービスやTCP/IP等のネットワークに関する技術的な知識を持っている必要がある。</p> <p>(3) 国籍不問。ただし、学内業務に必要な日本語能力を有すること</p>
提出書類	<p>a) 履歴書（履歴書の所定様式および記入要領は下記ホームページからダウンロードできる）https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</p> <p>b) 研究業績目録（著書、論文、研究発表、それ以外の発表（書評、研究報告書、研究ノート、翻訳等）などに分類すること）</p> <p>c) b)に記載した研究業績の内、3点の実物もしくは別刷（コピーでも可）</p> <p>d) これまでの研究概要と上記の業務内容とを関連させた今後の抱負（1000字程度）</p> <p>e) 応募者の業績と人物について問合せ可能な大学教員2名の氏名と連絡先（メールアドレス）</p>
選考方法	書類による選考の後、面接等による選考を行うことがある。面接に必要な旅費・滞在費等は応募者の負担とする。
書類提出先	〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学大学院人文社会系研究科事務部 総務チーム 宛 (封筒の表に「情報メディア室助教応募」と朱書き簡易書留にて送付すること)
応募締切	令和7年1月17日（金）必着
問い合わせ先	東京大学大学院人文社会系研究科情報メディア室 西川賀樹 E-mail : zbkt_at_l.u-tokyo.ac.jp (メールを送信する際は_at_を@に直してください)
募集者名称	国立大学法人東京大学
受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募書類は返却しません。 ・ 取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・ 「東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・ 産前産後の休暇及び育児休業の取得や、介護休業の取得など、研究活動を中断していた期間がある場合は、その事情を応募書類等の末尾に記述していただいても構いません。 ・ 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性が

	あります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。
--	---